

枚方市教育委員会

枚方市立小中学校におけるタブレット端末の貸与・取り扱いに関する同意確認書

貸与されるタブレット端末 (iPad) を用いて活用する際に、以下における確認事項を厳守し、また、事項に反し、個人に不利益・賠償等が発生した場合においては、自己・保護者の責任において解決します。

記

同意事項を読み、同意・確認できる項目の全てのチェックボックスへの☑ をお願いします。

【タブレット端末の使用について】

- ①タブレット端末の利用において、「タブレット端末利用における注意事項」を熟読し、注意事項に従います。
- ②学習活動に関わる以外に使わないこと
- ③利用にあたって、使用時間等、保護者とよく話し合い、長時間使用することなく、こまめに休憩しながら使うなど、しっかりルールを決めること。
- ④市が管理する通信料の制限内で利用します。
- ⑤タブレット端末等を破損・汚損・紛失した場合は、速やかに学校へ連絡します。その際、故意または、重大な過失により、タブレット端末が使用できない状態になった場合は、代金の弁償をお願いすることがあります。
- ⑥家庭におけるタブレット端末の使用は貸与された生徒に限ります。
- ⑦家庭で充電を行います。

学校名 枚方市立長尾西中学校

()年 ()組

生徒名 _____

保護者名 _____ (印)